

2025年1月
野村證券株式会社

「野村の証券取引約款（法人のお客様用）」の
一部改定について

いつも格別のお引き立てをいただき誠にありがとうございます。
さて、早速ではございますが、法令諸規則の改正およびサービス
変更等に伴い、2025年2月22日より「野村の証券取引約款
（法人のお客様用）」を改定いたしますのでご案内申し上げます。

(下線部変更)

新	旧
第1章 基本約款 第25条（有価証券の取扱い） (1)～(3) (省略) (4) お客様の有価証券を保管 する場合は、 <u>保護預り証券</u> 等は原則として他のお客様の 同銘柄の有価証券と 混合して保管します。口座 内外国証券は <u>現地管理 機関</u> において、 <u>当社の名義</u> で、 <u>他のお客様の同銘柄</u> の有価証券と混合して 保管します。 (5)～(10) (省略)	第1章 基本約款 第25条（有価証券の取扱い） (1)～(3) (省略) (4) お客様の有価証券を保管 する場合は、原則として 他のお客様の同銘柄の 有価証券と混合して保管 します。 (5)～(10) (省略)
第5章 外国証券取引口座約款 第2条（外国証券の管理） (1) 口座内外国証券は、現地 管理機関において、 <u>当社</u> の名義で、 <u>管理地等の諸</u> <u>法令および慣行</u> ならびに <u>現地管理機関の諸規則</u> 等 に従って管理されます。 (2)～(7) (省略)	第5章 外国証券取引口座約款 第2条（外国証券の管理） (1) 口座内外国証券は、現地 管理機関において、 <u>原則</u> として <u>当社</u> の名義で、 <u>管理</u> <u>地等の諸法令および慣行</u> ならびに <u>現地管理機関の</u> <u>諸規則</u> 等に従って管理 されます。 (2)～(7) (省略)
第8条（直接管理証券に関する 権利の処理） (1)～(3) (省略) (4) <u>直接管理証券の配当等</u> <u>において金銭と金銭以外</u> <u>の数種の給付について</u> <u>選択権が付与されている</u> <u>場合、当社は、お客様の</u> <u>指示があるときには当該</u> <u>指示に基づく種類の給付</u> <u>を受け、お客様の指示が</u> <u>ないときには金銭の給付</u> <u>を受け、お客様に交付し</u> <u>ます。</u> (5) <u>前項のとおり給付を受ける</u> <u>ことが困難であると当社</u> <u>が認める場合は、現地管理</u>	第8条（直接管理証券に関する 権利の処理） (1)～(3) (省略) (新設)

新	旧
<u>機関の取扱いに従い給付</u> <u>を受け、お客様に交付し</u> <u>ます。</u> (6)～(8) (省略) (9) (2)から(7)に定める金銭 および代金は、円貨でお客 様へのお支払を行います (ただし、(4)および(5) で交付する金銭が(1)に 規定する金銭の支払に 基づく場合を除きます)。 (10) (1)から(7)に定める金銭、 代金および証券は、源泉 徴収税の徴収の要否その 他のお支払に係る取扱い が確定した後、相当の期間 内にお客様へのお支払 または本口座への記帳を 行います。この場合、外貨 と円貨の換算は、基本約款 24条にかかわらず当社の 定める日の当社の定める レートによります。 (11) (省略)	(4)～(6) (省略) (7) (2)から(5)に定める金銭 および代金は、円貨でお客 様へのお支払を行います。 (8) (1)から(5)に定める金銭、 代金および証券は、源泉 徴収税の徴収の要否その 他のお支払に係る取扱い が確定した後、相当の期間 内にお客様へのお支払 または本口座への記帳を 行います。この場合、外貨 と円貨の換算は、基本約款 24条にかかわらず当社の 定める日の当社の定める レートによります。 (9) (省略)
第11条（第三者への情報提供 に関する同意） お客様は、次に掲げる場合に、 当該各号に定める者に対し、 お客様の情報（所在地、名称、 連絡先、所有する外国証券の 数量、取引履歴その他当該場 合に応じて必要なもの）に限ります） が提供されることがあるこ とに同意するものとします。なお、 本条における「 <u>名義書換機 関</u> 」とは、 <u>当該外国証券の名義</u> <u>の管理等を行う機関を指すも</u> <u>の</u> とします。 ① 外国証券に係る配当、利払 その他の資産の交付に 対し課される源泉徴収 税に係る軽減税率また は免税の適用、還付その 他の手続きを行う場合 税務当局、その証券を管 理する機関、 <u>名義書換 機関</u> またはこれらの者 から当該手続きに係る 委任を受けた者 ② 外国預託証券によって その権利を表示される 証券（以下、「 <u>原証券</u> 」と いいます）に係る配当、 利払その他の資産の交 付に対し課される源泉 徴収税に係る軽減税率 または免税の適用、還付 その他の手続きを行う 場合 税務当局、その原証券を 管理する機関、その外国 預託証券の発行者もしくは これを管理する機関、 <u>名義書換機関</u> またはこれ らの者から当該手続きに 係る委任を受けた者 ③ 外国証券または原証券 の発行者が、有価証券 報告書その他の国内外 の法令または金融商品 取引所等の規則（以下、 「 <u>法令等</u> 」といいます）に 基づく書類の作成、法令	第11条（第三者への情報提供 に関する同意） お客様は、次に掲げる場合に、 当該各号に定める者に対し、 お客様の情報（所在地、名称、 連絡先、所有する外国証券の 数量、取引履歴その他当該場 合に応じて必要なもの）に限ります） が提供されることがあるこ とに同意するものとします。 ① 外国証券に係る配当、利払 その他の資産の交付に 対し課される源泉徴収 税に係る軽減税率また は免税の適用、還付その 他の手続きを行う場合 税務当局、その証券を管 理する機関またはこれ らの者から当該手続き に係る委任を受けた者 ② 外国預託証券によって その権利を表示される 証券（以下、「 <u>原証券</u> 」と いいます）に係る配当、 利払その他の資産の交 付に対し課される源泉 徴収税に係る軽減税率 または免税の適用、還付 その他の手続きを行う 場合 税務当局、その原証券を 管理する機関、その外国 預託証券の発行者もしくは これを管理する機関、 またはこれらの者から 当該手続きに係る委任 を受けた者 ③ 外国証券または原証券 の発行者が、有価証券 報告書その他の国内外 の法令または金融商品 取引所等の規則（以下、 「 <u>法令等</u> 」といいます）に 基づく書類の作成、法令

新	旧	新	旧
等に基づく権利の行使もしくは義務の履行、実質株主向け情報の提供または広報活動等を行う上で必要となる統計データの作成を行う場合当該外国証券もしくは当該原証券の発行者、これらの証券を管理する機関または名義書換機関 ④ 外国証券の売買を執行する日本国以外の国等または管理地の金融商品市場の監督当局(その監督当局の認可を受けた自主規制機関を含みます。以下同じです)が、マネー・ローンダリング、証券取引に係る犯則事件またはその金融商品市場における取引の公正性の確保等を目的とした、当該国等の法令等に基づく調査を行う場合当該監督当局、当該外国証券を管理する機関、名義書換機関または当該売買に係る外国証券業者 ⑤ (省略) ⑥ 外国証券の売買によらない振替または本口座からの残高の抹消その他の手続きを行う場合その証券を管理する機関、名義書換機関またはその証券の振替先金融機関 第6章 株式累積投資約款 第1条(銘柄および定期払込金等の指定) (1)～(3) (省略) (4) 株式累投指定銘柄の数の上限は当社が定めるものとし、指定銘柄ごとの定期払込金の額は、1万円以上、1千円の整数倍である金額で、当社の定める上限額の範囲内のものとしします。 (5) (省略) 第7条(権利処理) (1)～(3) (省略) (4) 前項の換金は当社の定める方法で行います。 (5)～(11) (省略) 第7章 オンラインサービス約款 第3条(利用条件) (1)～(3) (省略) (4) お客様は次に掲げる対象サイトを利用するにあたり、当社が別途定めるアクセス解析ツール(以下、「アクセス解析ツール」といいます)より取得したお客様の対象情報を、外国にあるサーバーで保存	等に基づく権利の行使もしくは義務の履行、実質株主向け情報の提供または広報活動等を行う上で必要となる統計データの作成を行う場合当該外国証券もしくは当該原証券の発行者またはこれらの証券を管理する機関 ④ 外国証券の売買を執行する日本国以外の国等または管理地の金融商品市場の監督当局(その監督当局の認可を受けた自主規制機関を含みます。以下同じです)が、マネー・ローンダリング、証券取引に係る犯則事件またはその金融商品市場における取引の公正性の確保等を目的とした、当該国等の法令等に基づく調査を行う場合当該監督当局、当該外国証券を管理する機関または当該売買に係る外国証券業者 ⑤ (省略) ⑥ 外国証券の売買によらない振替または本口座からの残高の抹消その他の手続きを行う場合その証券を管理する機関 第6章 株式累積投資約款 第1条(銘柄および定期払込金等の指定) (1)～(3) (省略) (4) 株式累投指定銘柄の数の上限は当社が定めるものとし、指定銘柄ごとの定期払込金の額は、1万円以上100万円未満で1千円の整数倍である金額とします。 (5) (省略) 第7条(権利処理) (1)～(3) (省略) (4) 前項の換金は当社が買取する方法で行います。ただし、当該新株予約権等が野村ホールディングス株式に係るものであるときは、指定証券会社買取、代金を当社が受取る方法で行います。 (5)～(11) (省略) 第7章 オンラインサービス約款 第3条(利用条件) (1)～(3) (省略) (新設)	しアクセス解析ツールに提供すること、ならびにアクセス解析ツールより提供された対象情報を、当社で保有するお客様の個人データと紐づけて利用目的のために利用することに同意するものとします。 ① 対象サイト A: URLにnomura.co.jpを含む当社が運営するサイト B: Aから遷移するサイト ② 対象情報 対象サイトでは、次に掲げる情報を収集します。 ・サイトを利用した日時、場所 ・サイト内の各コンテンツ、画面の閲覧情報 ・サイトを利用した情報端末のデバイス名、OS情報 ・サイトの閲覧時に使用したソフトウェア、IPアドレス、ユーザーエージェント、MACアドレス ・サイトへの訪問方法を表すリファラル情報 ・サイトでの検索、入力、画面遷移等の行動履歴情報 ・口座開設のお手続きを行っていただいた際に当社が発番する口座開設申込番号、口座開設受付番号情報(当社サイト内のインターネットでの口座開設のお手続きをご利用される場合のみ) ③ 利用目的 当社は、収集した情報を次の用途に利用します。 ・お客様向けサービスの利用状況の確認 ・お客様向けサービスのマーケティング活動 ・お客様向けの広告配信を目的としたアクセスデータの解析、活用 なお、当社ホームページの「サイトのご利用について」(https://www.nomura.co.jp/guide/info/#tools)に詳細を記載しております。アクセス解析ツールの詳細については、「アクセス解析に利用するツールについて」を、提供先の所在国、当該所在国における個人情報の保護に関する制度および提供先が講ずる個人情報の保護のための措置、外国の第三者への情報提供について、提供先が定まる前に本人同意を得る必要性などの詳細については、「サイトご利用にあたってのご注意事項」をご確認ください。 2025年2月	2024年1月